

行政文書開示決定通知書

弁護士 渡部 友一郎 様

環境大臣 伊藤信太郎



令和6年4月16日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

別紙1のとおり。

2 不開示とした部分とその理由

別紙2のとおり。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

| No. | 行政文書No. | 行政文書の名称 | 該当頁 | 不開示部分 | 不開示理由 |
|-----|---------|--------------------------------------|-------------------------------------|----------------------------|--|
| 1 | 1 | 【御説明資料】資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案 | 26,30,32,33,38,53,64 | 政令に規定することが見込まれる詳細な事項に関する記載 | 政令で定める事項については、法律の成立後にパブリックコメント等の手続を経て決定するものであるところ、資料の記載は、法律案の検討段階における見込みを記載したものに過ぎず、これを開示することにより、国の機関相互における率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、また、見込みとして記載したものを確定的なものと受け取られることにより、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあることから、法第5条第5号に該当するため、不開示とした。 |
| 2 | 1 | 【御説明資料】資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案 | 24,25,30,31,36,51,52,63,67,69,72,75 | 省令に規定することが見込まれる詳細な事項に関する記載 | 政令で定める事項については、法律の成立後にパブリックコメント等の手続を経て決定するものであるところ、資料の記載は、法律案の検討段階における見込みを記載したものに過ぎず、これを開示することにより、国の機関相互における率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、また、見込みとして記載したものを確定的なものと受け取られることにより、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあることから、法第5条第5号に該当するため、不開示とした。 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| No. | 行政文書の名称 |
|-----|--------------------------------------|
| 1 | 【御説明資料】資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案 |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 6 | |
| 7 | |
| 8 | |
| 9 | |
| 10 | |
| 11 | |
| 12 | |
| 13 | |
| 14 | |
| 15 | |
| 16 | |
| 17 | |
| 18 | |
| 19 |) |
| 20 | |